

第2次

富谷市男女共同参画基本計画案

令和 8 年 月

富 谷 市

目 次

第1章 基本的な考え方 P 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進
- 5 計画の構成
- 6 計画の体系
- 7 SDG s（持続可能な開発目標）との関係

第2章 富谷市の現状 P 4

- 1 人口・世帯の推移
- 2 人口構成の推移
- 3 就労の状況
- 4 政策・方針決定過程への女性の参画状況
- 5 職場における男女共同参画の状況
- 6 家庭生活における男女共同参画の状況
- 7 地域における男女共同参画の状況
- 8 第2次富谷市総合計画策定に向けたまちづくりアンケート調査結果

第3章 男女共同参画の推進に関する施策 P 1 5

- 基本目標 1 社会全体における男女共同参画の実現
- 基本目標 2 職場における男女共同参画の実現
- 基本目標 3 家庭生活における男女共同参画の実現
- 基本目標 4 幼児教育・学校教育における男女共同参画の実現
- 基本目標 5 地域における男女共同参画の実現

第4章 推進体制 P 2 5

◇参考資料 P 2 6

- 1 第 2 次富谷市男女共同参画基本計画の策定経過
- 2 富谷市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 3 富谷市男女共同参画推進条例
- 4 男女共同参画社会基本法
- 5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 6 用語の解説

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成 11 年 6 月に施行された男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定しています。

本市においても、平成 17 年 4 月に施行された「富谷市男女共同参画推進条例」に基づき、平成 31 年 3 月に「富谷市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、「富谷市総合計画」においても、『多様な立場や考え方を尊重し市民をつなぐまちづくり』を施策目標に掲げ、男女共同参画社会の形成による生き生きとした社会の実現に向けて、積極的に取り組んできました。

このことにより、男女共同参画の取組は確実に広まっていますが、依然として固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等は根強いものがあり、男女共同参画社会の実現に向け、より一層の努力が必要とされています。

本市では、これまでの取組や課題を踏まえ、国の「男女共同参画基本計画」及び「宮城県男女共同参画基本計画」を勘案し、「第 2 次富谷市男女共同参画基本計画」（以下「計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

（１）本計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に基づく市町村計画です。

（２）本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画（以下 DV 防止計画）と一体的に策定するものです。

（３）本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画（以下女性活躍推進計画）と一体的に策定するものです。

（４）本計画は、「富谷市総合計画」、その他の関連する分野別計画との整合性を図りながら、本市の男女共同参画を積極的に進めるものとします。

3 計画の期間

計画の期間は、国・県の「男女共同参画基本計画」及び「富谷市総合計画」との連携を図るため、令和 8（2026）年度から 令和 13（2031）年度までの 6 年間とします。ただし、社会情勢の変動等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の推進

社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するとともに、性別にとらわれることなく、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being[※]）の実現を目指すため、市のすべての事業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進します。

また、市民、市民グループ、事業者及び N P O 等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域における市民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現の取組への積極的な参加を働きかけます。

※well-being …個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。（雇用政策研究会，2019，雇用政策研究会報告書概要，厚生労働省）

5 計画の構成

第 1 章は計画の基本的な考え方，第 2 章は市の現状，第 3 章は男女共同参画の推進に関する施策，第 4 章においては基本計画の推進体制を示しました。

また，第 3 章の男女共同参画の推進に関する施策をより分かりやすくするため，現状及び課題を分析し，目指すべき基本目標を掲げ，並びに施策の方向性・具体的な施策の項目を示しました。

男女共同参画の推進に関する施策は，各分野の実施内容がそれぞれ単独で完結するものではなく，相互に関連し合い，男女共同参画社会の実現に影響を与えるものです。

6 計画の体系

基 本 目 標	
施 策 の 方 向	
1 社会全体における男女共同参画の実現	(1) 意思決定過程への女性の参画促進 (2) 男女共同参画に関する普及啓発事業の充実 (3) 相談体制の整備・強化
2 職場における男女共同参画の実現	(1) 職場における女性の参画の促進 【女性活躍推進計画】 (2) ワーク・ライフ・バランスの推進 【女性活躍推進計画】
3 家庭生活における男女共同参画の実現	(1) 男女が協力し、責任を担っていくための意識啓発 【女性活躍推進計画】 (2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実 【女性活躍推進計画】 (3) 配偶者・パートナーに対する暴力の根絶 【DV防止計画】
4 幼児教育・学校教育における男女共同参画の実現	(1) 男女共同参画に関する理解の促進 (2) キャリア形成を支援する情報提供及び意識啓発 (3) ESD（持続可能な開発のための教育）の推進
5 地域における男女共同参画の実現	(1) 地域活動における男女共同参画の促進 (2) 多様な視点を取り入れた防災の推進

7 SDG s（持続可能な開発目標）との関係

SDG s（Sustainable Development Goals）とは平成 27（2015）年の国連サミットで採択された令和 12（2030）年までの持続可能な開発目標です。

「誰一人取り残さない」を理念に、

17 のゴールと具体的に達成すべき

169 のターゲットで構成されています。

本計画の推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDG s に掲げられた「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした全てのゴールの達成へ寄与します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 富谷市の現状

本市の人口は昭和 38(1963)年の町制施行以降，子育て世帯を中心に増加してきており，令和 2(2020)年の国勢調査では，総人口に占める 15 歳未満の年少人口の割合が東北で最も高く，総人口の平均年齢が東北で最も若いまちとなっています。

子どもの多い本市では，子育て環境の整備や教育環境の充実に重点的に取り組んでいます。また，町内会や市民団体等，様々な主体が地域の課題に積極的に取り組んでおり，多様な人材の活躍と資源を活かした，市民協働のまちづくりを行っています。

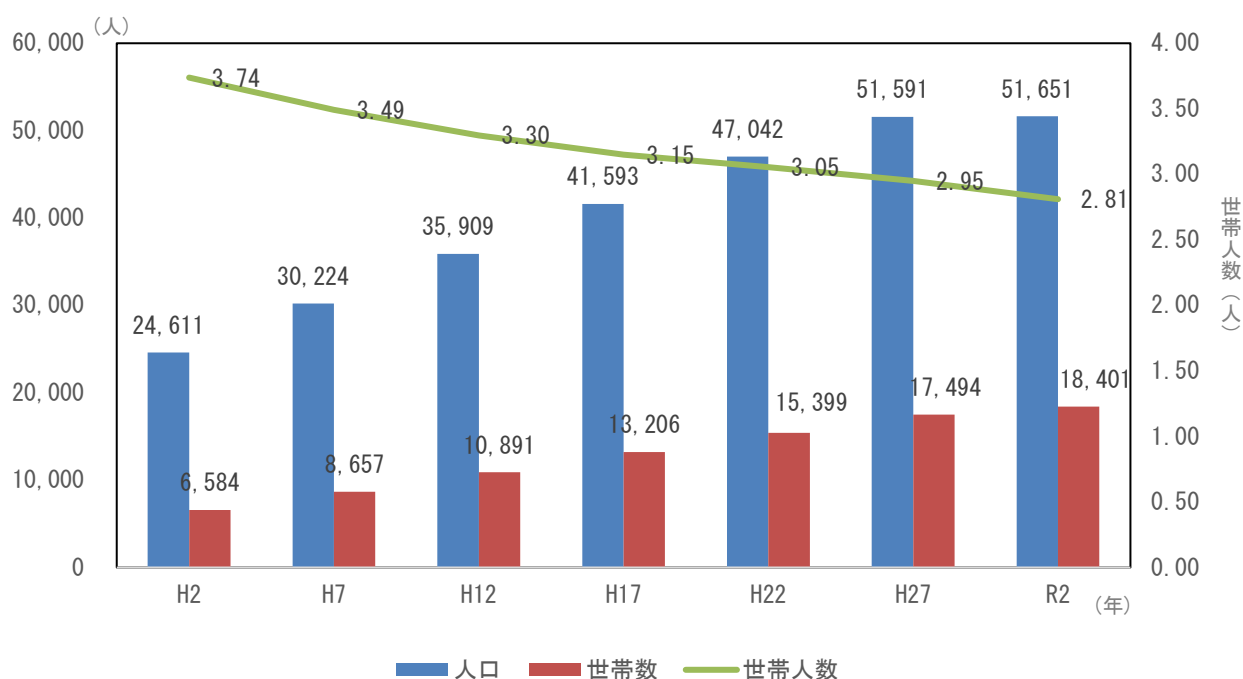
かねてより，女性が多面で活躍する風土が根付いている本市においても，今後，持続的に発展していくためには，市民一人ひとりの活躍につながる男女共同参画を推進していくことが必要であり，若い世代の男女共同参画をいかに高めていくかが課題であるといえます。

1 人口・世帯の推移

令和 2 年国勢調査によると，本市の人口，世帯数は増加していますが，世帯人数は減少傾向にあります。また，市全体では人口は増加しているものの，地域によっては人口減に転じているところもあります。男性と女性の割合は，男性が 48.6%，女性が 51.4%となっています。

単位：人，世帯

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人 口	24,611	30,224	35,909	41,593	47,042	51,591	51,651
世 帯 数	6,584	8,657	10,891	13,206	15,399	17,494	18,401
世帯人数	3.74	3.49	3.30	3.15	3.05	2.95	2.81



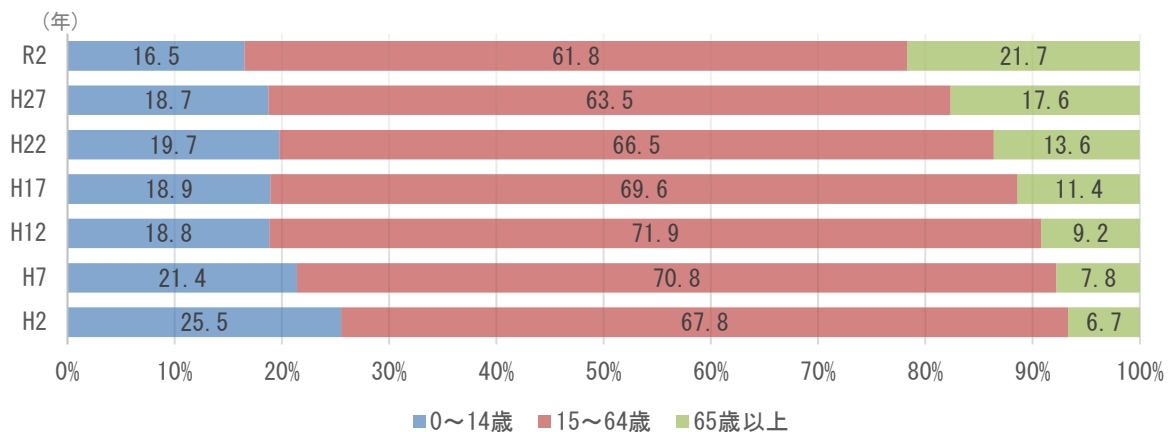
〔資料出所：国勢調査〕

2 人口構成の推移

近年、本市の人口に占める年少人口（0～14 歳）の構成比率は、宮城県の平均に比べると高くなっており、その割合は低下傾向にあります。一方、65 歳以上の構成比率は年々上昇しています。

単位：％

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	宮城県 (R2)
0～14 歳	25.5	21.4	18.8	18.9	19.7	18.7	16.5	11.9
15～64 歳	67.8	70.8	71.9	69.6	66.5	63.5	61.8	59.7
65 歳以上	6.7	7.8	9.2	11.4	13.6	17.6	21.7	28.3



〔資料出所：国勢調査〕

3 就労の状況

令和 2 年の国勢調査における本市の就業上の地位別就業者数を見ると、正規の職員・従業員の割合は、男性 70.2%、女性 36.4%となっており、パート・アルバイト・労働者派遣事業所の派遣社員の割合は男性 13.5%に対し、女性は 54.8%と高い割合になっています。

(本市の就業上の地位別就業者数 (15 歳以上))

単位：人

	役員	雇人のあ る業主	雇人のい ない業主	家族従 業者	家庭内 職者	不詳	パート・ アルバイト・ その他	労働者派遣 事業所の 派遣社員	正規の 職員・ 従業員	総数
男 性	950	227	870	65	2	168	1,546	355	9,863	14,046
女 性	234	55	314	276	4	106	5,662	490	4,093	11,234

〔資料出所：令和 2 年国勢調査〕

4 政策・方針決定過程への女性の参画状況

（市議会における女性議員の状況）

令和6年4月1日現在の市議会における女性議員の割合は27.8%です。県内市町村議会の平均は16.8%，宮城県議会における割合は17.2%となっています。

単位：人，％

年 度	H20	H24	H28	R2	R6	県内市町村議会 (R7)	宮城県議会 (R7)
総議員数	20	20	20	18	18	602	58
女性議員数	3	3	3	4	5	101	10
割 合	15.0	15.0	15.0	22.2	27.8	16.8	17.2

※市議会分は選挙翌年の数値である。

〔資料出所：宮城県における男女共同参画の現状及び 施策に関する年次報告〕

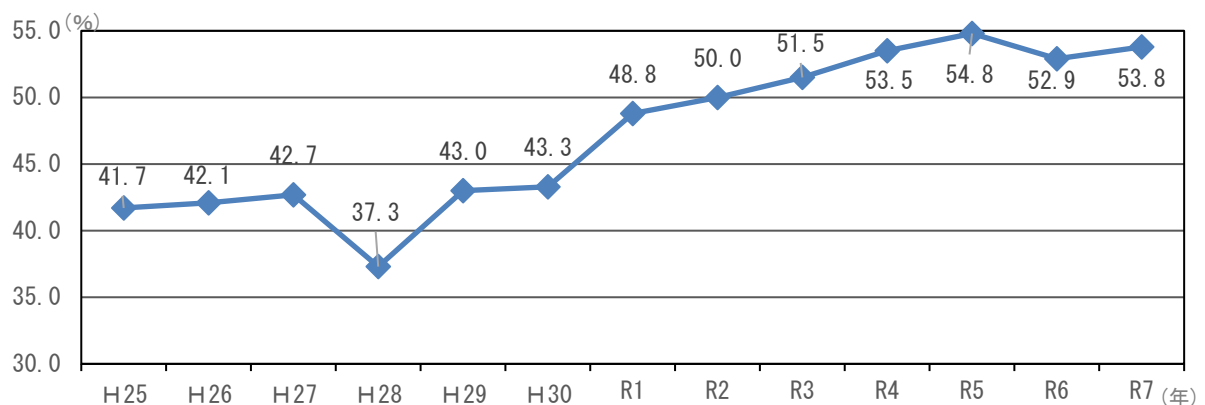
（審議会等における女性委員登用率）

令和7年4月1日現在の審議会等における女性委員の割合は53.8%，県内市町村平均は30.5%となっています。

なお，令和6年4月1日現在の内閣府調べによる地方自治法第202条の3に基づく審議会等委員における女性登用率は54.4%で，令和3年度調査より4年連続で全国市区別で第1位となっています。

単位：人，％

年 度	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	県内 市町村 (R7)
委員総数	175	178	178	225	172	157	205	216	233	241	219	261	275	11,865
女性 委員数	73	75	76	84	74	68	100	108	120	129	120	138	147	3,622
割 合	41.7	42.1	42.7	37.3	43.0	43.3	48.8	50.0	51.5	53.5	54.8	52.9	53.5	30.5

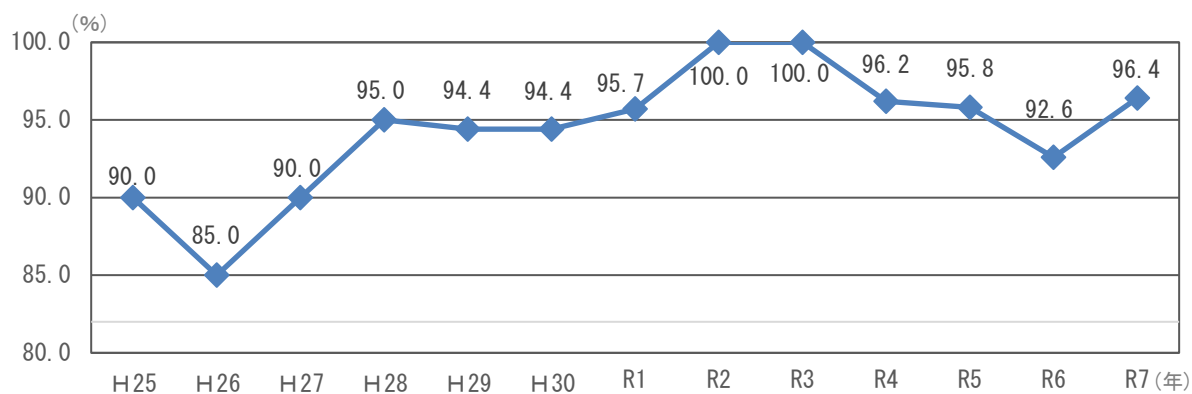


〔資料出所：宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告〕

(審議会等における女性委員登用率(機関))

単位: 機関, %

年 度	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	県内 市町村 (R7)
機関総数	20	20	20	20	18	18	23	24	25	26	24	27	28	1,059
女性委員を 含む機関数	18	17	18	19	17	17	22	24	25	25	23	25	27	857
割 合	90.0	85.0	90.0	95.0	94.4	94.4	95.7	100	100	96.2	95.8	92.6	96.4	80.9



〔資料出所: 宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告〕

【参考】審議会等名及び審議会等毎の委員総数・女性委員数（令和7年4月1日現在）

単位：人，％

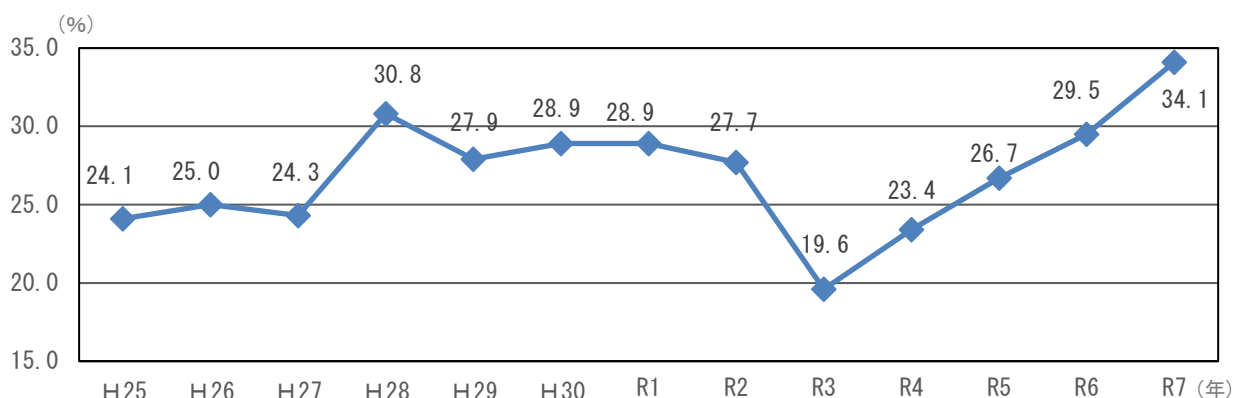
	審議会等名		委員総数	女性委員数	割合
1	地方自治法第180条の5に基づく委員	富谷市教育委員会	4	2	50.0
2		富谷市選挙管理委員会	4	0	0.0
3		富谷市監査委員	2	1	50.0
4		富谷市固定資産評価審査委員会	3	1	33.3
5		富谷市農業委員会	7	3	42.9
小 計			20	7	35.0
6	地方自治法第202条の3に基づく委員	富谷市防災会議	28	8	28.6
7		富谷市民生委員推薦会	7	4	57.1
8		富谷市国民健康保険運営協議会	8	3	37.5
9		富谷市障がい者施策推進協議会	10	6	60.0
10		富谷市社会教育委員	15	7	46.7
11		富谷市スポーツ推進審議会	10	6	60.0
12		富谷市文化財保護審査会	4	2	50.0
13		富谷市都市計画審議会	10	5	50.0
14		富谷市子ども・子育て会議	8	4	50.0
15		富谷市学校給食センター運営審議会	15	13	86.7
16		富谷市奨学生選考委員	7	2	28.6
17		富谷市健康づくり推進協議会	15	8	53.3
18		富谷市食育推進会議	14	9	64.3
19		富谷市就学支援委員会	20	13	65.0
20		富谷市予防接種健康被害調査委員会	5	3	60.0
21		富谷市介護保険運営委員会	17	11	64.7
22		富谷市情報公開審査会	5	3	60.0
23		富谷市個人情報保護審査会	5	3	60.0
24		富谷市地域福祉計画推進協議会	18	11	61.1
25		富谷市災害弔慰金及び災害障害児見舞金支給審査委員会	4	1	25.0
26		富谷市いじめ問題対策調査委員会	5	3	60.0
27		富谷市協働のまちづくり推進審議会	10	7	70.0
28		富谷市総合計画審議会	15	8	53.3
小 計			255	140	54.9
合 計			275	147	53.5

(市役所の女性管理職の登用状況)

令和7年4月1日現在の市の女性管理職の割合は34.1%、県内市町村平均は25.2%となっています。

単位：人，%

年 度	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	県 内 市町村 (R7)
管理職数	29	36	37	39	43	45	45	47	46	47	45	44	41	3,321
うち 女性数	7	9	9	12	12	13	13	13	9	11	12	13	14	838
割 合	24.1	25.0	24.3	30.8	27.9	28.9	28.9	27.7	19.6	23.4	26.7	29.5	34.1	25.2



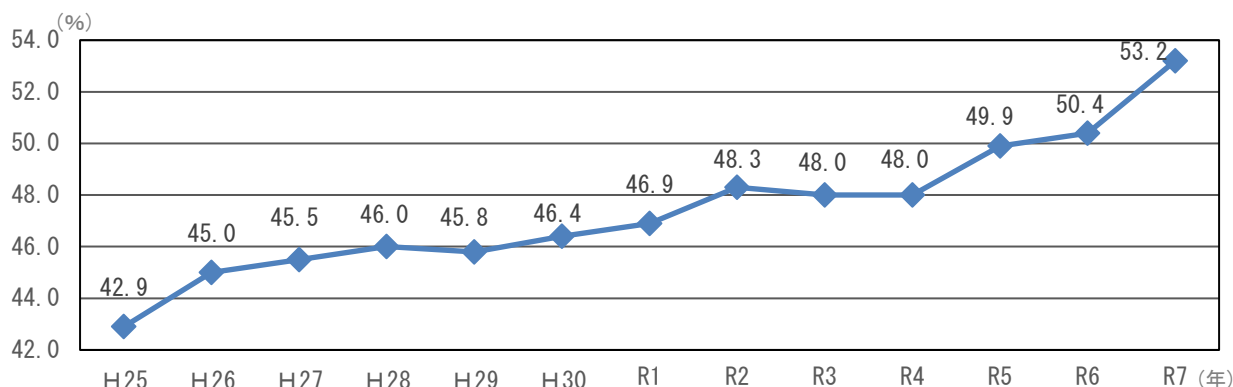
〔資料出所：宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告〕

(市役所の女性職員の状況)

令和7年4月1日現在の市の女性職員の割合は53.2%、県内市町村平均は49.3%となっています。

単位：人，%

年 度	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	県 内 市町村 (R7)
総職員数	268	289	290	311	332	334	335	344	356	350	357	364	329	26,770
うち 女性数	115	130	132	143	152	155	157	166	171	168	178	184	175	13,203
割 合	42.9	45.0	45.5	46.0	45.8	46.4	46.9	48.3	48.0	48.0	49.9	50.4	53.2	49.3



〔資料出所：宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告〕

(防災会議における女性委員の状況)

令和 7 年 4 月 1 日現在の防災会議における女性委員の割合は 28.6%, 県内市町村平均は 13.4%となっています。

単位：人 , %

開催年月	H27.1	R2.2	R6.3	県内市町村 (R7)
総委員数	27	27	28	1,030
うち女性数	4	6	8	138
割 合	14.8	22.2	28.6	13.4

〔資料出所：防災安全課調べ、宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告〕

5 職場における男女共同参画の状況

(市役所における育児休業制度の利用状況)

市における育児休業取得率は令和 5 年度から 2 年連続、男性、女性ともに 100%となっています。

単位：人 , %

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
男 性	対象者	1	3	3	1	6	4	4	6	3
	取得者	0	0	0	0	2	1	3	6	3
	取得率	0	0	0	0	33.3	25	75	100	100
女 性	対象者	3	11	2	10	8	8	9	6	11
	取得者	3	11	2	10	8	7	9	6	11
	取得率	100	100	100	100	100	87.5	100	100	100

〔資料出所：総務課調べ〕

(市役所における男性職員の育児休業平均取得日数)

令和 6 年度に育児休業を取得した市の男性職員の取得日数の平均は、22.0 日となっています。

単位：日

年度	R4	R5	R6
平均取得日数	22.3	45.3	22.0

〔資料出所：総務課調べ〕

(市役所における男女別有給休暇の平均取得日数)

令和 6 年度の有給休暇平均取得日数は、男女ともに 13.0 日となっています。

単位：日

年度	R4	R5	R6
男性	11.5	13.1	13.0
女性	11.2	12.8	13.0

〔資料出所：総務課調べ〕

6 家庭生活における男女共同参画の状況

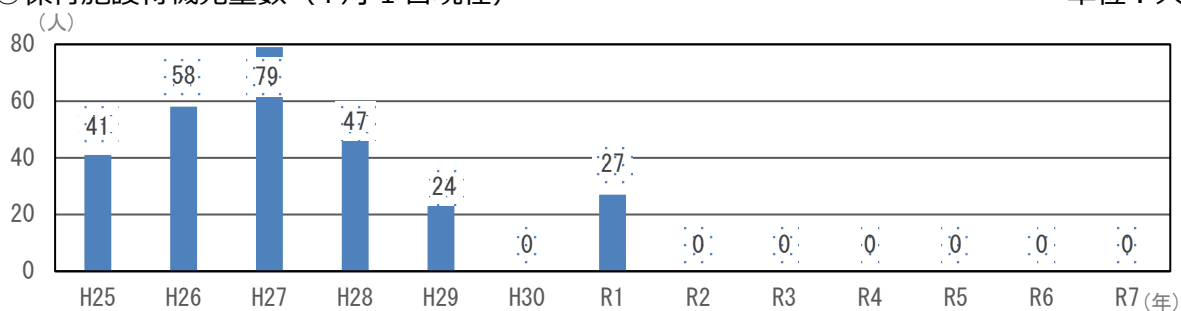
(育児に関する社会的支援)

令和 7 年 4 月現在、市内 18 箇所の保育所、認可保育園等において夜間 19 時までの延長保育を実施しているほか、一時預かりや医療機関と連携しての病児・病後児保育も実施しています。なお、保育施設全体に係る待機児童数は令和 7 年 4 月 1 日現在で 0 人となっており、令和 2 年から 6 年間 0 人を継続しています。(令和 6 年 4 月 1 日宮城県内待機児童数：18 人)

また、放課後児童クラブを市内 8 か所の小学校敷地内に設置しており、令和 6 年度末の登録人数は 1,077 人となっています。令和 6 年度には、6 年ぶりに待機児童ゼロを達成いたしました。

○保育施設待機児童数（4 月 1 日現在）

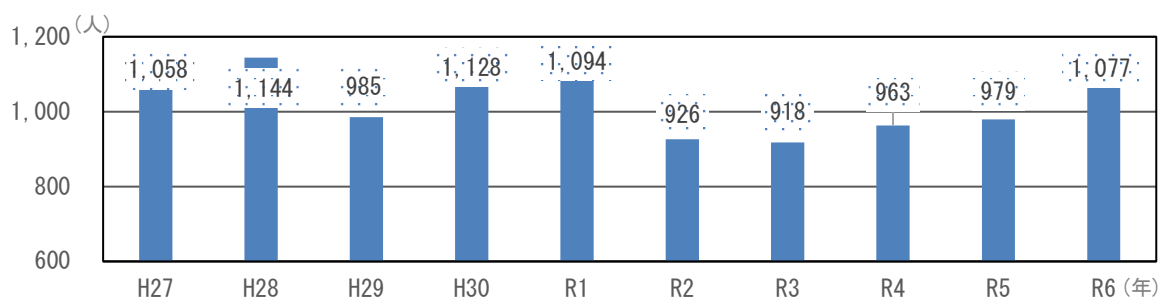
単位：人



〔資料出所：行政実績報告〕

○放課後児童クラブ登録人数（3 月現在）

単位：人



〔資料出所：行政実績報告〕

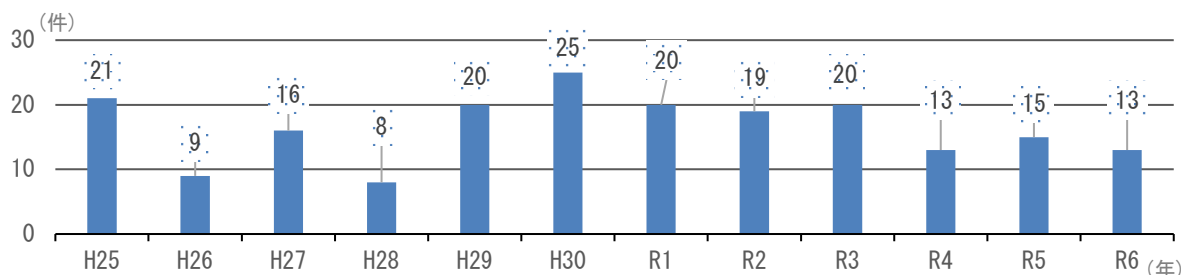
(DVに関する相談状況)

DV 担当窓口における令和 6 年度の相談件数は 13 件であり、近年ほぼ横ばいです。また、人権・行政・生活相談における令和 6 年度の DV 相談件数は 3 件となっています。

○DV 担当窓口における相談件数

単位：件

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
受付件数	21	9	16	8	20	25	20	19	20	13	15	13

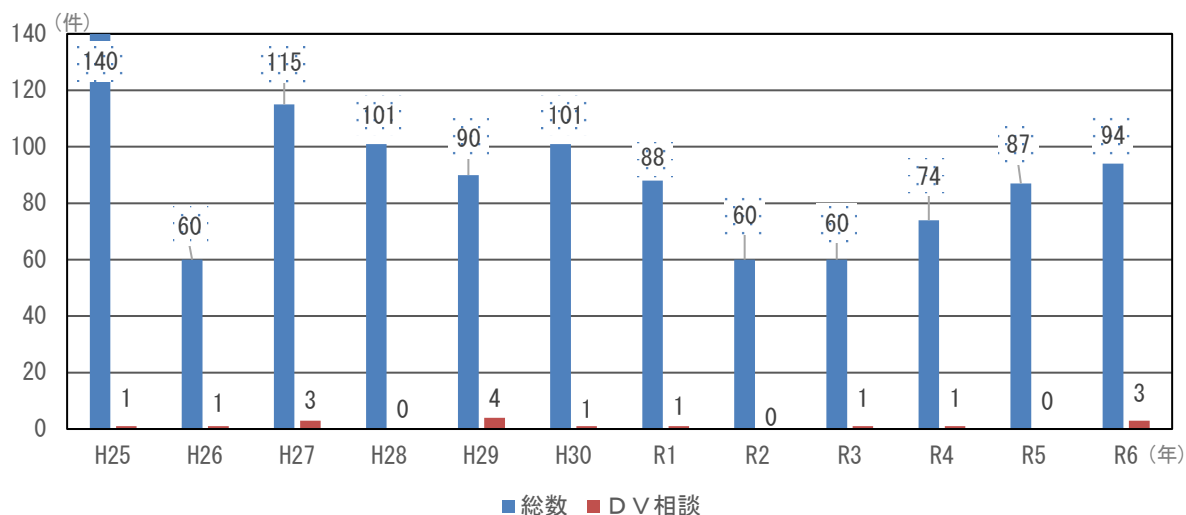


〔資料出所：子育て支援課調べ〕

○人権・行政・生活相談におけるDVの相談件数

単位：件

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総 数	140	60	115	101	90	101	88	60	60	74	87	94
うちDV相談	1	1	3	0	4	1	1	0	1	1	0	3
割合(%)	0.7	1.7	2.6	0.0	4.4	1.0	1.1	0	1.7	1.3	0	3.2



〔資料出所：行政実績報告〕

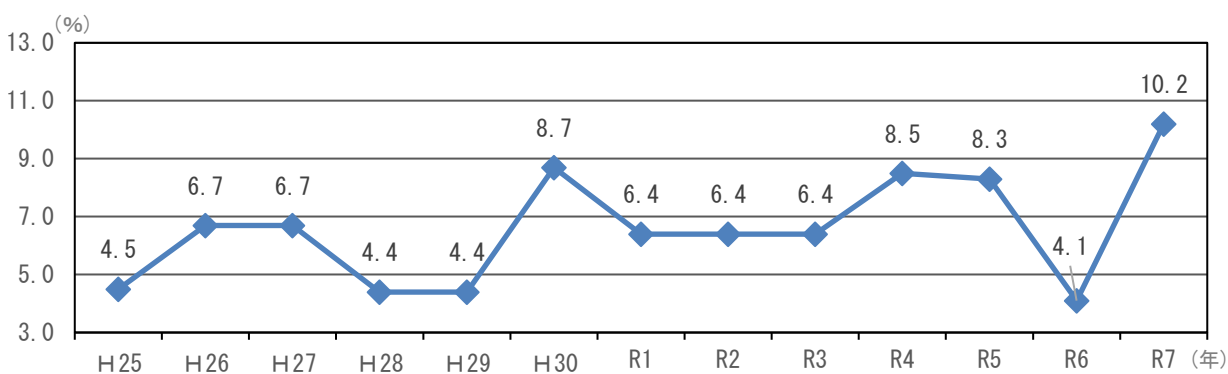
7 地域における男女共同参画の状況

(町内会長に占める女性の割合)

令和 7 年 4 月 1 日現在の町内会長に占める女性の割合は、前年度より 6.1 ポイント上昇し、10.2%です。県内市町村平均は 6.2%となっています。

単位：人，%

年 度	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	県 内 市町村 (R7)
総 数	44	45	45	45	45	46	47	47	47	47	48	49	49	4,724
うち 女性数	2	3	3	2	2	4	3	3	3	4	4	2	5	295
割合 (%)	4.5	6.7	6.7	4.4	4.4	8.7	6.4	6.4	6.4	8.5	8.3	4.1	10.2	6.2



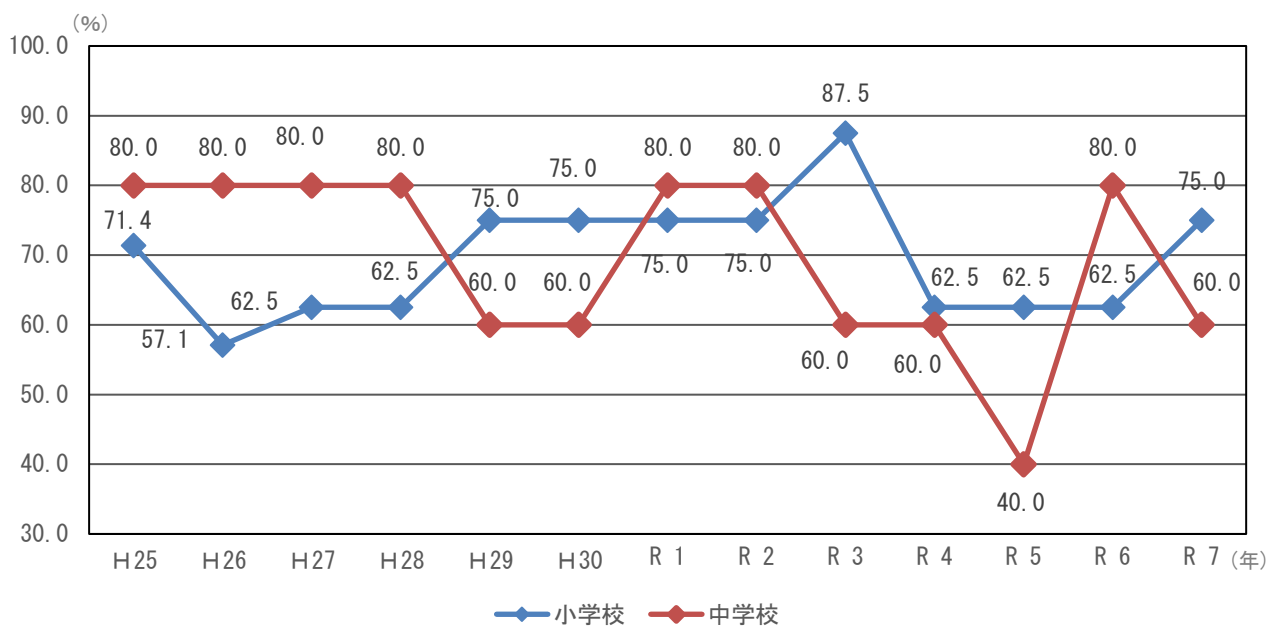
〔資料出所：宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告〕

(小・中学校のPTA会長に占める女性の割合)

令和7年3月31日現在のPTA会長に占める女性の割合は、小学校が75.0%、中学校が60.0%です。県内市町村平均は、小学校25.6%、中学校24.1%となっています。

※令和元年度まで各年度4月1日現在。令和2年度から各年3月31日現在。単位：校、人、%

	年 度	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	県内市町村(R7)
小 学 校	総数	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	344
	うち 女性数	5	4	5	5	6	6	6	6	7	5	5	5	6	88
	割合(%)	71.4	57.1	62.5	62.5	75.0	75.0	75.0	75.0	87.5	62.5	62.5	62.5	75.0	25.6
中 学 校	総数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	187
	うち 女性数	4	4	4	4	3	3	4	4	3	3	2	4	3	45
	割合(%)	80.0	80.0	80.0	80.0	60.0	60.0	80.0	80.0	60.0	60.0	40.0	80.0	60.0	24.1



〔資料出所：宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告〕

(ユネスコスクール登録数及びESDの推進)

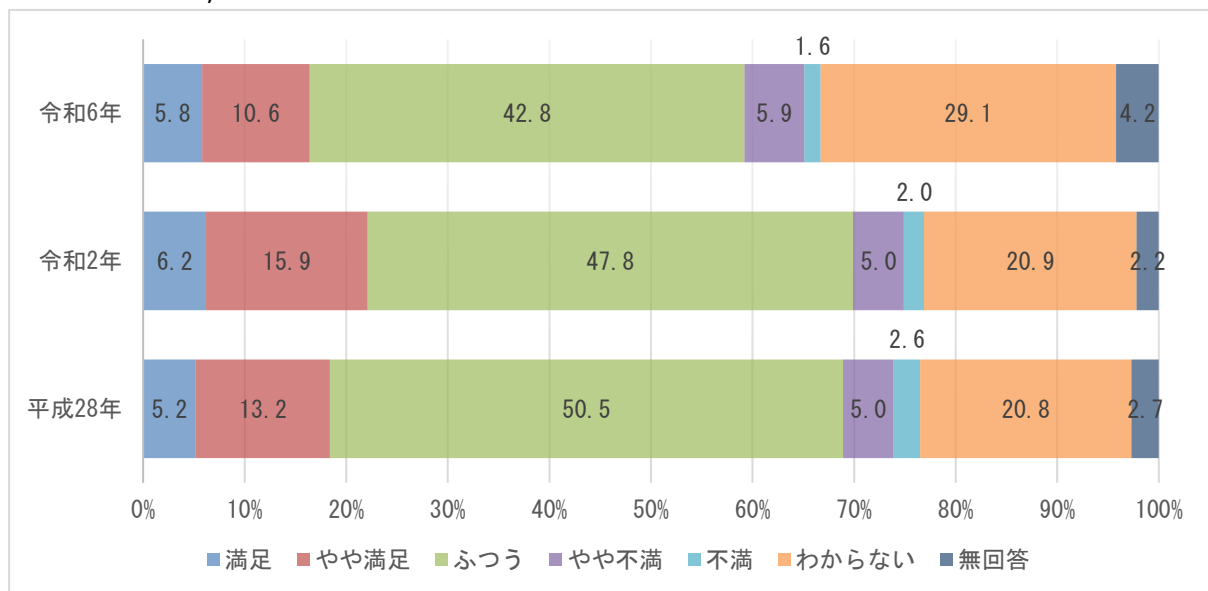
本市では、すべての小・中学校でユネスコスクールの認定を受けており、ユネスコ憲章に則るESD（持続可能な開発のための教育）を推進し、今日的課題に対応できる教育を実践しています。

8 第2次富谷市総合計画策定に向けたまちづくりアンケート調査結果

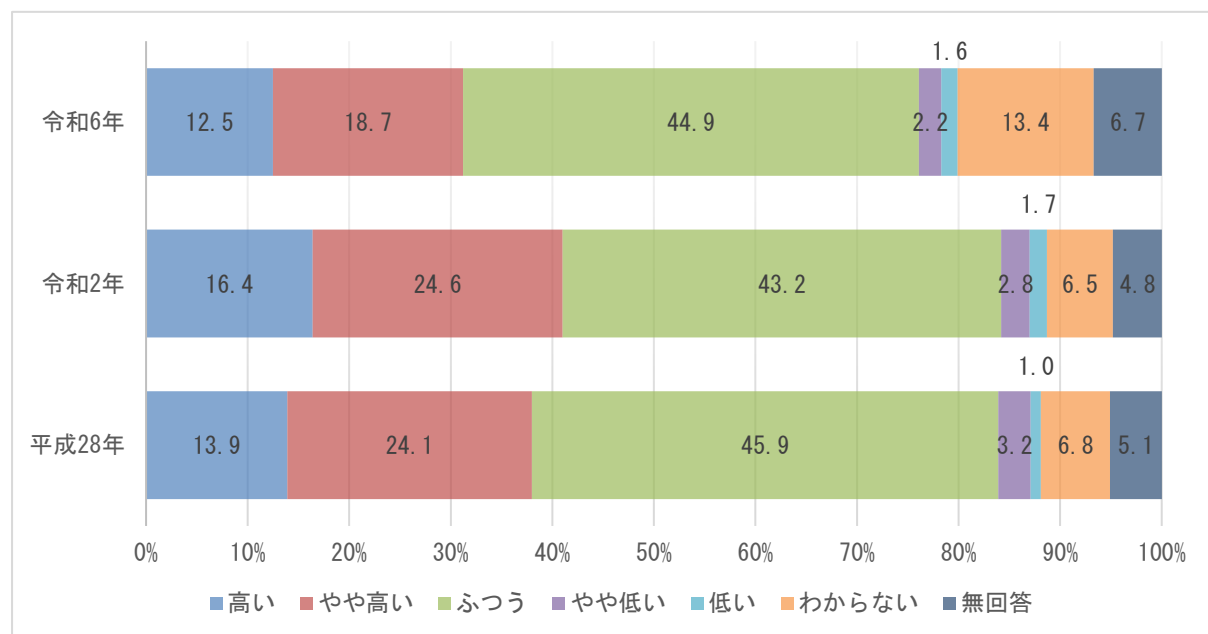
設問：男女が差別なく参画できる社会となっている（H28，R2 年実施）

性別に関係なく参画できる社会となっている（R6 年実施）

〔満足度〕 現在，どの程度満足していますか



〔重要度〕 今後，どの程度重要な施策だと思いますか



まちづくりアンケートにおける男女共同参画に関連する設問で，満足度については，「満足」「やや満足」「ふつう」の割合が減少し，「わからない」の割合が増加しています。また，重要度については，「高い」「やや高い」の割合が減少し，「ふつう」「わからない」の割合が増加しています。男女共同参画社会の実現に向け，市民が身近な問題として捉え，社会全体での理解を深められるよう，引き続き意識啓発を推進していく必要があります。

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標1 社会全体における男女共同参画の実現

【現状と課題】

政策・方針決定過程への女性参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものですが、全国的には未だ低水準にとどまっています。国においては、第6次男女共同参画基本計画の中で、国・地方公共団体問わず、女性が1人もいない審議会等をなくすとともに、更に女性委員の登用が進むよう、取組を進めることとしております。本市においては、かねてより高い水準で推移し、令和7年4月現在では53.5%と、男女が対等に参画している状況にあります。

しかしながら、現在も家庭や地域、職場などに根強く残っている「女性は家事と育児、男性は労働」というような固定的な性別役割分担意識が、男女共同参画社会の一層の進展を妨げる一因となっています。

このことから、固定的な性別役割分担意識の解消に努め、誰もが、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる環境の整備とともに、全ての市民が、男女共同参画を身近にとらえられるよう啓発活動を継続して実施していく必要があります。

また、東日本大震災をはじめ、これまでの国内の大規模災害の経験や教訓を踏まえ、今後の防災施策においても、引き続き男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。

	項 目	目 標 値	現状値 (R7.4.1 現在)
成果 目標	審議会等委員への女性登用率 (地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会等委員)	50%維持	53.5% (180条の5関係 35.0%、 202条の3関係 54.9%)
成果 目標	管理職に占める女性割合	40%以上	34.1%

※内閣府実施「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」における管理職の定義による

【施策の方向】

（１）意思決定過程への女性の参画促進

本市における政策・方針決定過程への女性の参画は、着実に進んでいます。引き続き、各分野における女性の参画を推進します。

また、市の職員については、「富谷市特定事業主行動計画」に基づき、今後とも職員の意欲と能力の把握に努め、職務経験の付与や能力を向上・発揮させる機会の確保について、男女の隔たりがないように配慮して、引き続き女性職員の登用に努めていきます。

施 策 の 項 目
1 審議会等委員の女性登用の推進
2 市役所での管理職等への女性登用の推進

（２）男女共同参画に関する普及啓発事業の充実

あらゆる世代の人々が、子育て、介護、ハラスメント、性的指向・性自認など、それぞれの身近で切実なテーマを切り口として、男女共同参画の重要性についての認識を継続的に深めることができるよう、宮城県等関係機関と連携し、セミナーの開催や市の広報紙、ホームページ、SNSなどによる普及啓発活動を実施します。

施 策 の 項 目
3 男女共同参画に関する普及啓発活動の実施

（３）相談体制の整備・強化

関係機関と連携を図り、人権、生活、法律等多方面からの相談に対応できる体制を整備し、適切な対応を行うとともに、インターネットや電話なども活用し、相談しやすい環境を整え、周知を図ります。

施 策 の 項 目
4 人権及び男女共同参画に関する相談体制の推進

基本目標 2 職場における男女共同参画の実現

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化，ライフスタイルの多様化などにより，女性の労働力がますます求められています。職場全体でワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するとともに，働き方が多様化する中で，各人がそれぞれの働き方を選択する際に，性別に関わらず一人ひとりの個性や能力を発揮できる社会を形成することで，女性の職業生活における活躍を進め，多様で柔軟な働き方のニーズに対応できるような環境を整備することが必要です。また，働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の実現のために，雇用の分野における男女の均等の機会及び待遇の確保が求められます。

本市では，平成 30 年 5 月に「イクボス[※]宣言」を行うなど，率先して仕事と家庭を両立できる職場の環境整備に努めています。市役所がひとつの事業所としてワーク・ライフ・バランスを推進し，その取組が市内事業所等にも波及していくような主導的役割を担うことが求められます。

※イクボス…職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを指す。

	項 目	目 標 値	現状値 (令和 6 年度)
成果 目標	男性職員が取得できる育児に係る特別休暇の取得する割合	100%維持	100%
成果 目標	年次有給休暇の平均取得日数	18 日以上	13 日

【施策の方向】

（１）職場における女性の参画の促進

男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保し、女性が能力を十分に発揮できる職場環境が実現するよう、男女雇用機会均等法の理解及び遵守と、女性の参画を促進する取組（ポジティブ・アクション）についての周知啓発を図ります。また、安心して働くことができる環境づくりを促進し、セクシュアル・ハラスメント等の防止のため、国や県の相談窓口など情報提供に努めます。

施 策 の 項 目
5 ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発
6 安心して働くことができる環境づくりの促進

（２）ワーク・ライフ・バランスの推進

男性が育児や介護等各分野へ参画できるよう働き方を改革し、ワーク・ライフ・バランスを推進させるための意識啓発を進めます。また、男女が共に働きやすい環境の整備及び保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を促進します。

施 策 の 項 目
7 仕事と家庭の両立に関する意識啓発
8 育児・介護休業制度の普及啓発及び制度を利用しやすい環境づくりの促進

基本目標 3 家庭生活における男女共同参画の実現

【現状と課題】

男女共同参画の推進の基礎は家庭であり、家庭内での相互理解及びコミュニケーションを深めるとともに、人権を互いに尊重するという意識づくりが大切です。互いに協力し合って家事等を行うことのできる環境の整備及び育児や介護を支えるための多様で質の高い社会的支援体制の整備が求められています。

また、DV（配偶者等からの暴力）や性暴力・児童虐待などは、生命や心身を脅かす犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会づくりを大きく阻害するものであることから、あらゆる暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。

	項 目	目 標 値	現状値 (R7.4.1 現在)
成果 目標	保育園待機児童数	0 人	0 人
成果 目標	放課後児童クラブ待 機児童数	0 人	0 人

【施策の方向】

（１）男女が協力し、責任を担っていくための意識啓発

男女を問わず、あらゆる世代の市民が男女共同参画をそれぞれの身近な問題として認識し、家族がコミュニケーションを図り、協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、意識の啓発を行います。

施 策 の 項 目
9 互いに支え合う家庭生活に関する情報及び学習機会の提供

（２）育児及び介護に関する社会的支援の充実

育児負担や介護負担を抱えている方に必要な支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた保育及び介護サービス体制を整備・充実させ、併せて、育児、介護休業等の両立支援制度の周知啓発を行い、市全体の機運醸成に努めます。

また、結婚と育児は女性の離職の大きな要因となっています。特に子育て世代が多い本市においては、令和６年度に６年ぶりに児童クラブの待機児童ゼロを達成いたしました。今後も引き続き、保育園及び児童クラブの待機児童ゼロの維持に努めます。

施 策 の 項 目
10 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供

（３）配偶者・パートナーに対する暴力の根絶

DVは家庭内などの閉鎖的な環境で起こることが多く、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。身体的・精神的・性的・経済的・社会的DVや、性暴力、児童虐待などのあらゆる暴力を容認しないという社会的認識の醸成と全体で見守る地域づくりを推進するとともに、警察などの関係機関と連携して、これらの暴力の発生を防ぎ、支援につなげるための体制を充実させます。

施 策 の 項 目
11 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発
12 関係機関との連携・協力による相談・支援の充実

基本目標 4 幼児教育・学校教育における男女共同参画の実現

【現状と課題】

子どもの発達・成長に大きく関わり、豊かな人間性や価値観の形成に寄与する学校等の教育の場において、人権尊重を基盤とした男女共同参画の意義の理解を促進していく必要があります。また、社会情勢や労働環境の変化に対応し、適切な進路又は職業を選択することができるような情報提供や意識啓発を推進します。

	項 目	目標値	現状値 (R7.4.1 現在)
成果 目標	ユネスコスクールによる国際交流	5	0
成果 目標	子どもの権利についての認知度 (名前も内容も知っている割合)	R10 年度 就学前児童保護者： 50.0% 小学生児童保護者： 40.0%	R5 年度 就学前児童保護者：40.5% 小学生児童保護者：30.7%

【施策の方向】

（１）男女共同参画に関する理解の促進

学校等における人権及び男女共同参画教育の充実を図ります。また、教職員、保護者等が男女共同参画に関する理解を深められるよう意識の啓発等の取組を促進します。

施 策 の 項 目
13 人権及び男女共同参画に関する理解の促進

（２）キャリア形成を支援する情報提供及び意識啓発

児童・生徒が、性別にかかわらず、主体的に進路・職業を選択する能力を身に付け、かつ、幅広い分野でそれぞれの能力及び個性を発揮できるよう、家庭・地域・企業等との連携による系統的なキャリア形成支援に努めます。

施 策 の 項 目
14 キャリア教育の実施

（３）ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）※の推進

幼稚園、学校において、ユネスコの理念に基づく人類の尊厳、国際理解を深める教育を実施し、持続可能な社会を創造する力を育成します。

施 策 の 項 目
15 ＥＳＤの推進及び平和、異文化理解教育の推進

※ ＥＳＤ（Education for Sustainable Development）

環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、身近なところから取り組むことにより、課題解決につながる価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。持続可能な開発のための教育。

基本目標 5 地域における男女共同参画の実現

【現状と課題】

地域における男女共同参画が進み、地域の活力が高まることで、そこに暮らす人々の多様な幸せ（well-being）の向上にもつながります。地域活動などにおいても、年代や性別等の偏りなく、それぞれが積極的に役割を果たすことができるよう、地域や市民団体、企業などと連携・協働しながら進め、地域共生社会の実現を目指します。年代・性別、障がいの有無、性的指向・性自認、国籍等に関わらず、市民が安心して住み続けることができる地域づくりのため、誰もが、様々な地域の活動に積極的に参画し、ともに責任を担っていただけるような環境整備が求められています。

	項 目	現状値 (R7.4.1 現在)	備 考
参考 指標	町内会長に占める女性の割合	10.2%	宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告
参考 指標	小・中学校のPTA会長に占める女性の割合	小学校 75.0% 中学校 60.0%	宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告

【施策の方向】

（１）地域活動における男女共同参画の促進

地域活動の場への参画には、年代及び性別の偏りが見られます。町内会やＰＴＡ、各種ボランティアなど様々な活動の場において男女共同参画が進み、これらの活動の方針決定の場において、年代や性別に関わらず、それぞれが積極的に役割を担うことができるよう情報提供を行い、関係団体等と連携及び協働を図ります。

施 策 の 項 目
16 地域活動への参画促進のための環境整備

（２）多様な視点を取り入れた防災の推進

地域防災における女性の担い手育成および参画を推進します。また、多様な視点で防災に関する意識の啓発を行い、安全・安心な暮らしを確保します。

施 策 の 項 目
17 多様な視点での防災意識の啓発及び安心・安全の確保

第4章 推進体制

男女共同参画に関する施策は広範・多岐にわたることから、本計画を着実に推進していくため、市の各課・各機関が一体となって取り組みます。また、宮城県と緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する取組を総合的に推進します。

1 庁内推進体制の整備

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画担当部署である市民協働課が主体となり関係各課との連携を図りながら、全庁的に施策に取り組むとともに、職員の男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。

2 住民参画の促進

市民及び市民グループ、事業者等に対する情報提供を行い、広く男女共同参画の推進を働きかけて事業を展開するとともに、男女共同参画に関する自主的な取組に対する支援を行います。

3 関係団体や事業主との連携

経済団体や福祉団体、NPO等各種団体や事業者と連携し、相互に協力し合える体制づくりを進めます。

4 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、男女共同参画担当部署である市民協働課が主体となり、計画の進捗状況を把握し、定期的に計画の進行管理を行います。

参 考 資 料

- 1 第2次富谷市男女共同参画基本計画の策定経過
- 2 富谷市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 3 富谷市男女共同参画推進条例
- 4 男女共同参画社会基本法
- 5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 6 用語の解説